

各部会の審議に係る計画案について

下線部：政府行動計画からの変更箇所 色字：部会の審議に関する記載

番号	項目	新型インフルエンザ等対策政府行動計画	奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）	部会
1	医療準備期	<p>第8章 第1節(2) 1-7 <P139> ー都道府県連携協議会等の活用ー</p> <p>都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。</p> <p>また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。</p>	<p>県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、県感染症対策連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、社会福祉施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整・宿泊療養施設の入所調整の方法、宿泊療養施設の役割や運営方法、既存の地域包括ケアシステムを活用した自宅療養体制の整備、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、社会福祉施設等への医療人材派遣や、社会福祉施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。</p> <p>また、県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。</p>	<p>外来・在宅医療部会</p> <p>保健所部会</p>
2	保健準備期	<p>第11章 第1節(2) 1-3-2 <P176> ー多様な主体との連携体制の構築ー</p> <p>都道府県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、都道府県連携協議会等を活用し、平時から保健所や地方衛生研究所等のみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。</p> <p>また、都道府県連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、都道府県等は、<u>予防計画を策定・変更する</u>。なお、<u>予防計画を策定・変更する際には、都道府県等が作成する都道府県行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び地方衛生研究所等が作成する健康危機対処計画と整合性をとる</u>。</p>	<p>県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県感染症対策連携協議会等を活用し、平時から保健所や保健研究センターのみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。</p> <p>また、県感染症対策連携協議会等においては、入院調整・宿泊療養施設の入所調整の方法、宿泊療養施設の役割や運営方法、既存の地域包括ケアシステムを活用した自宅療養体制の整備、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議する。その結果を踏まえ、<u>必要に応じて県等が予防計画を変更する際には、県等が作成する行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び保健研究センターが作成する健康危機対処計画と整合性をとる</u>。</p>	<p>外来・在宅医療部会</p> <p>保健所部会</p>

各部会の審議に係る計画案について

下線部：政府行動計画からの変更箇所 色字：部会の審議に関する記載

番号	項目	新型インフルエンザ等対策政府行動計画	奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）	部会
3	保健（対応期）	<p>第11章 第3節(2) 3-1 ③ 〈P183〉</p> <p>－有事体制への移行－</p> <p>都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市等を支援する。また、国、他の都道府県及び管内の保健所設置市等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。さらに、必要に応じて管内の保健所設置市等に対する総合調整権限・指示権限を行使する。</p>	<p>県は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市を支援する。また、国、他の都道府県及び県内の保健所設置市と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。さらに、必要に応じて県内の保健所設置市に対する総合調整権限・指示権限を行使する。</p>	外来・在宅医療部会
4	保健（対応期）	<p>第11章 第3節(2) 3-2-5 ② 〈P186〉</p> <p>－健康観察及び生活支援－</p> <p>都道府県等は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を市町村と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。</p>	<p>県等は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報（サーベイランスシステムにより把握・管理しているもののうち、必要な個人情報）等を市町村の求めに応じて共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。 さらに、県等は、市町村が地域包括ケアシステムを継続できるよう支援する。</p>	外来・在宅医療部会
5	保健（準備期）	<p>第11章 第1節(2) 1-3-1 ④ 〈P175〉</p> <p>－研修・訓練等の実施－</p> <p>都道府県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や地方衛生研究所等の人材育成に努める。また、保健所や地方衛生研究所等を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。</p>	<p>県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国等の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や保健研究センターの人材育成に努める。また、保健所や保健研究センターを含め、感染症指定医療機関との役割分担及び連携により、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。</p>	入院医療部会

各部会の審議に係る計画案について

下線部：政府行動計画からの変更箇所 色字：部会の審議に関する記載

番号	項目	新型インフルエンザ等対策政府行動計画	奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）	部会
6	保健（初動期）	<p>第11章 第2節(2) 2-1④ 〈P181〉</p> <p>－有事体制への移行準備－</p> <p>都道府県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において都道府県連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。</p>	<p>県は、国の要請を受け、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において県感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。</p>	保健所部会
7	保健（対応期）	<p>第11章 第3節(2) 3-2-4 ② 〈P186〉</p> <p>－入院勧告・措置、入院調整、自宅療養の調整及び移送－</p> <p>都道府県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市等を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（都道府県調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。</p>	<p>県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市を含む県内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（県調整本部）の適時の設置、県内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。</p>	保健所部会